

感染症リスクマネジメント作戦講座実施要項

(「あおり感染症クライシスマネジメント人財育成事業」関係)

(趣旨)

第1条 この要項は、「あおり感染症クライシスマネジメント人財育成事業」のうち、「感染症リスクマネジメント作戦講座」(以下「作戦講座」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(作戦講座の目的)

第2条 作戦講座は、感染症対策業務に従事している又は従事しようとしている若しくは感染症対策に強い関心を有する医療従事者及び行政職員を対象として、感染症の基礎・感染症患者発生時の基本的ステップなどについての知識・技術を学び、感染症に対する理解を深め、感染症に正しく対処することができるようになることを通じて、高い専門性を有する実務者及び現場の感染症対策を牽引する指導者を養成し、もって医療機関をはじめとして地域の感染症対策の向上を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、作戦講座において、次で構成する受講プログラムを実施する。なお、受講プログラムの詳細は、第4条の規定に基づき別に定める。

ア 初期導入コース

イ フィールドワークコース

ウ 効果測定

(作戦講座の受講生等)

第3条 作戦講座の受講生は、県内の病院、保健所・地方衛生研究所等に勤務し、感染症対策業務に従事している又は従事しようとしている若しくは感染症対策に強い関心を有する医療従事者及び行政職員で、次の要件を満たし、県が受講することを認めた者とする。

ア 感染症に関する専門的知識や技術を習得し、地域の感染症対策に協力しようとする者

イ 医療機関における感染症治療や院内感染対策の中核となる者

ウ 受講して得られた専門的知識を活かして、感染症に取り組む医療従事者、行政職員の育成支援に貢献しようとする者

2 県は、必要に応じて、受講生以外の者(以下「聴講生」という。)に対して受講プログラムの一部を提供することができる。

(募集要領等)

第4条 作戦講座の受講生の募集にあたっては、別に定める「受講生募集要領」(以下「募集要領」という。)に基づき実施する。

2 作戦講座の受講申し込み手続きは、前項の募集要領に定める手続きによるものと

する。

- 3 前条第2項の聴講生の募集にあたっては、受講生の受講に支障のない範囲において、募集要領とは別に定める通知等により周知して行う。

(受講生の募集・選考方法)

第5条 前条の募集要領に基づく応募者については、県において書面審査による選考を行い、受講の可否を決定する。

- 2 前項の選考は、第3条に掲げる受講生の要件及び地域のバランスを考慮して行い、受講の可否を通知する。

(作戦講座の受講期間)

第6条 作戦講座の受講期間は、原則として、平成24年5月から平成25年3月まで11ヶ月間とし、月あたり受講日数は連続する2日間を基本とする。その詳細は、募集要領において定めるものとする。

(作戦講座の実施場所)

第7条 作戦講座は、原則として県が指定する会場で行うものとする。

- 2 フィールドワークの会場については、別に定めるものとする。

(受講生の募集人員)

第8条 受講生の募集人員は、50人とする。そのうち、原則として、36人を医療従事者とし、14人を行政職員とする。

(受講プログラムの内容・感染症専門家)

第9条 受講プログラムは、初期導入コース（講義）、フィールドワーク（演習、実地疫学、施設ラウンド）及び効果測定により構成し、その内容と指導する感染症専門家については、必要な検討・調整等を行った上で、県が決定する。なお、受講プログラムにおける実施時間数は、原則として176時間とする。

- 2 県は、本要項に定める範囲内で受講プログラムを変更し、または別に受講プログラムを策定・実施し、受講生に対する受講の修了評価を行うことができる。
- 3 前項の規定に基づき、県が受講プログラムを変更し又は別に受講プログラムを策定・提供するときは、指導する感染症専門家の承諾を得るものとする。

(受講の修了評価)

第10条 受講の修了評価は、受講プログラムの受講状況のほか効果測定の結果に基づき、指導する感染症専門家が総合的に勘案して実施する。

- 2 受講生が修了に必要な条件を満たすことが出来ないと判断した場合、県は当該受講生に対する受講プログラムの提供を停止することができる。

(受講生の身分)

第11条 県は、受講生に対して、職員としての身分を付与しないものとする。

(受講に専念する義務)

第12条 受講生は、県及びフィールドワーク（実地疫学、施設ラウンド）の受入先施設の指示に従い、受講中は受講に専念しなければならない。

(法令遵守義務)

第13条 受講生は、受講中は、法令・条例等の諸規則を遵守しなければならない。

(秘密を守る義務)

第14条 受講生は、受講中に知り得た業務上の秘密を漏らしてはならない。なお、作戦講座修了後においても同様とする。

2 受講生は、個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

- ① 受講生は、受講において知り得た個人情報を受講するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- ② 受講生は、受講するために貸与された個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

(受講中における事故等の責任)

第15条 県は、受講生の受講中の事故等に備えて十分な安全確保にあたることとする。

2 受講中及び作戦講座の会場と自宅との往復途上における事故に関しては、受講生は自らの責任において対応しなければならない。

(受講の中止)

第16条 県は、本要項の規定に違反するなど受講生がとしてふさわしくない行為を行った場合には、その者の受講を取り消すことができる。

2 前項の規定により受講を取り消した場合は、本人及びその所属する施設の長に文書により通知する。

(修了証書の交付)

第17条 県は、受講生のうち受講修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

(修了者の登録)

第18条 県は、受講修了者について、修了証書番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を登録し管理するものとする。

(修了後のフォローアップ)

第19条 県は、受講生が作戦講座を通じて作られるネットワークを通じて、受講生の継続的な育成・交流を図ることができるよう努める。

(受講費用)

第20条 受講に要する費用（テキスト・資料代を含む。）は無料とする。ただし、交通費その他受講生が受講するのに必要とする経費（宿泊費など）については、受講生が負担するものとする。

(施行事項)

第21条 この要項に定めるもののほか、作戦講座の実施に関して必要な事項は、その都度別に定める。

附則（平成24年4月11日青保第93号）

この要項は、平成24年4月11日から施行する。